

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

桐生信用金庫（以下「当金庫」といいます。）は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め管理態勢を整備します。

1. 当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけマネロン・テロ資金供与の脅威に対して、組織として適切な対応ができる態勢を整備します。
2. 当金庫は、マネロン・テロ資金供与の主管部署を経営管理部とし、経営管理部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組めます。
3. 当金庫は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
4. 当金庫は、適切な取引時確認を実施し、お客様の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また、取引時の記録等から定期的な調査・分析を行い、対応を見直します。
5. 当金庫は、営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい取引等を適切に把握し、当局に速やかに「疑わしい取引の届出」を行います。
6. 当金庫は、テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. 当金庫は、継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保育成に努めます。
8. 当金庫は、マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、更なる改善に努めます。

以上

附則

1. 令和元年 5月 1日 制定